

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

平成 25 年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成 25 年 3 月 30 日 専決

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

記

処 分 事 項

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

平成 25 年 3 月 31 日

羽曳野市条例第 23 号

羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 1 項中「第 2 章」の次に「(第 8 条を除く。)」を、「第 3 章」の次に「(第 14 条を除く。)」を加える。

第 23 条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」の次に「(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 2 条の 2 中「、第 47 条」を削り、「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。」を「当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 当分の間、第 47 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 2 条の 3 第 1 項中「日本銀行法」の次に「(平成 9 年法律第 89 号)」を加え、「(以下本項)」を「(当該期間内に前条第 2 項の規定により第 47 条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項)」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第 2 項」に改める。

附則第 2 条の 4 中「第 9 項」を「第 10 項」に改める。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 35 年度」を「平成 39 年度」に、「平成 25 年」を「平成 29 年」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第 5 条の 4 中「附則第 5 条の 5 第 2 項」の次に「(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 7 条の 2 の見出し中「附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項」を「附則第 15 条第 2 項第 6 号等」に改め、同条第 2 項中「附則第 15 条第 10 項」を「附則第 15 条第 9 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 12 条第 3 項中「又は第 37 条の 9 の 2 から第 37 条の 9 の 5 まで」を「、第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」に改める。

附則第 22 条の 2 の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。)第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第 11 条、附則第 12 条、附則第 13 条又は附則第 14 条の規定を適用する。

附則第 11 条 第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
-------------------	-------------	---

	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項
附則第 12 条 第 3 項	第 35 条の 2 まで、 第 36 条の 2、第 36 条の 5	第 34 条の 3 まで、第 35 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
附則第 13 条 第 1 項	租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項
附則第 14 条 第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 32 条第 1 項	租税特別措置法第 32 条第 1 項

附則第 22 条の 2 第 2 項中「前項の規定は、同項」を「前 2 項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失した旧家屋(同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡につい

ては、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 11 条、附則第 12 条、附則第 13 条又は附則第 14 条の規定を適用する。

附則第 23 条第 1 項中「附則第 45 条第 3 項」を「附則第 45 条第 4 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(法附則第 45 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 23 条第 2 項の改正規定並びに附則第 2 条の 2、第 2 条の 3、第 2 条の 4、第 5 条の 4、第 12 条、第 22 条の 2 の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 平成 26 年 1 月 1 日

(2) 附則第 5 条の 3 の 2 及び第 23 条の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日

(延滞金に関する経過措置)

第 2 条 改正後の羽曳野市税条例(以下「新条例」という。)附則第 2 条の 2 の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例附則第 2 条の 4 の規定は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税に

ついて適用し、平成 25 年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 22 条の 2 第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 25 年 1 月 1 日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 3 新条例附則第 23 条の規定は平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 24 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 7 条の 2 第 3 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 3 号)第 1 条の規定による改正後の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。)附則第 15 条第 37 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 平成 25 年 4 月 1 日前に新法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が 30 万円以上 50 万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第 7 条の 3 第 7 項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 新条例附則第 7 条の 2 第 3 項の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に締結される新法附則第 15 条第 37 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成 26 年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

羽曳野市税条例 新旧対照表

新	旧
<p>(羽曳野市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 羽曳野市行政手続条例(平成13年羽曳野市条例第27号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第22条 省略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条 1 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第24条～第114条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 省略</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第2条の2 当分の間、第10条、第35条第2項、第44条第3項、第45条第2項、第59条第2項、第76条第2項、第96条第5項、第99条第2項、第108条第2項(第110条の7において準用する場合を含む。)及び第110条第2項(第110条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>2 当分の間、第47条に規定する延滞金の年7.3</p>	<p>(羽曳野市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 羽曳野市行政手続条例(平成13年羽曳野市条例第27号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p> <p>2 省略</p> <p>第4条～第22条 省略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条 1 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第24条～第114条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条・第2条 省略</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>第2条の2 当分の間、第10条、第35条第2項、第44条第3項、第45条第2項、第47条、第59条第2項、第76条第2項、第96条第5項、第99条第2項、第108条第2項(第110条の7において準用する場合を含む。)及び第110条第2項(第110条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>

パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第2条の3 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第47条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第47条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第2条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第2条の3 当分の間、日本銀行法第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(以下本項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第47条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第47条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第2条の4 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定

定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第 40 条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 10 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第 3 条～第 5 条の 3 省略

第 5 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 39 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 29 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 20 条及び第 22 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 5 条の 4 第 23 条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 20 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 9 条の 3 第 1 項、附則第 10 条第 1 項、附則第 11 条第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 15 条第 1 項又は附則第 15 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 23 条第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第 6 条・第 7 条 省略

(法附則第 15 条第 2 項第 6 号等の条例で定める割合)

第 7 条の 2 1 省略

贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第 40 条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第 40 条第 6 項から第 9 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第 3 条～第 5 条の 3 省略

第 5 条の 3 の 2 平成 22 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの各年である場合に限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 20 条及び第 22 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 5 条の 4 第 23 条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 20 条第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 9 条の 3 第 1 項、附則第 10 条第 1 項、附則第 11 条第 1 項、附則第 14 条第 1 項、附則第 15 条第 1 項又は附則第 15 条の 3 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 23 条第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

第 6 条・第 7 条 省略

(法附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項の条例で定める割合)

第 7 条の 2 1 省略

2 法附則第 15 条第 9 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

3 法附則第 15 条第 37 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

第 7 条の 3～第 11 条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 12 条 1・2 省略

3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 7 まで、第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第 13 条～第 22 条 省略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第 22 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。))第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。))の譲渡(震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。))をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第 11 条、附則第 12 条、附則第 13 条又は附則第 14 条の規定を適用する。

附 則	第 35 条第	第 35 条第 1 項(東日本大
-----	---------	------------------

2 法附則第 15 条第 10 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

第 7 条の 3～第 11 条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 12 条 1・2 省略

3 第 1 項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第 33 条から第 33 条の 4 まで、第 34 条から第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5、第 37 条、第 37 条の 4 から第 37 条の 7 まで又は第 37 条の 9 の 2 から第 37 条の 9 の 5 までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第 13 条～第 22 条 省略

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第 22 条の 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。))第 11 条の 5 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。))をした場合には、附則第 11 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第 31 条第 1 項」とあるのは「租税特別措置法第 31 条第 1 項」と、附則第 12 条

第 11 条 第 1 項	1 項	震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 23 年法律第 29 号)第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)	第 3 項中「第 37 条の 9 の 5 まで」とあるのは「第 37 条の 9 の 5 まで (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第 13 条第 1 項中「租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項」と、附則第 14 条第 1 項中「第 36 条」とあるのは「第 36 条 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第 32 条第 1 項」として、附則第 11 条、附則第 12 条、附則第 13 条又は附則第 14 条の規定を適用する。
	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項	
附 則 第 12 条 第 3 項	第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5	第 34 条の 3 まで、第 35 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)	
附 則 第 13 条 第 1 項	租 税 特 別 措 置 法 第 31 条 の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項	
附 則 第 14 条 第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)	
	同法第 32 条第 1 項	租税特別措置法第 32 条第 1 項	
2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失した旧家屋(同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下こ			

の項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 11 条、附則第 12 条、附則第 13 条又は附則第 14 条の規定を適用する。

- 3 前 2 項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第 27 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条第 1 項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

- 第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 3 及び附則第 5 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 5 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「震災特例法第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 4 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等

- 2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第 27 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 28 条第 1 項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

- 第 23 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第 13 条第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 3 及び附則第 5 条の 3 の 2 の規定の適用については、附則第 5 条の 3 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「震災特例法第 13 条第 1 項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第 41 条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第 41 条の 2 の 2」と、「法附則第 5 条の 4 第 6 項」とあるのは「法附則第 45 条第 3 項の規定により読み替えて適用される法附則第 5 条の 4 第 6 項」と、附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2」とあるのは「東日本大震災の被災者等

に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

以下省略

に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、附則第5条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

以下省略